

京都市告示第 2 7 6 号

土壤汚染対策法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和 8 年 8 月 6 日

京都市長 松 井 孝 治

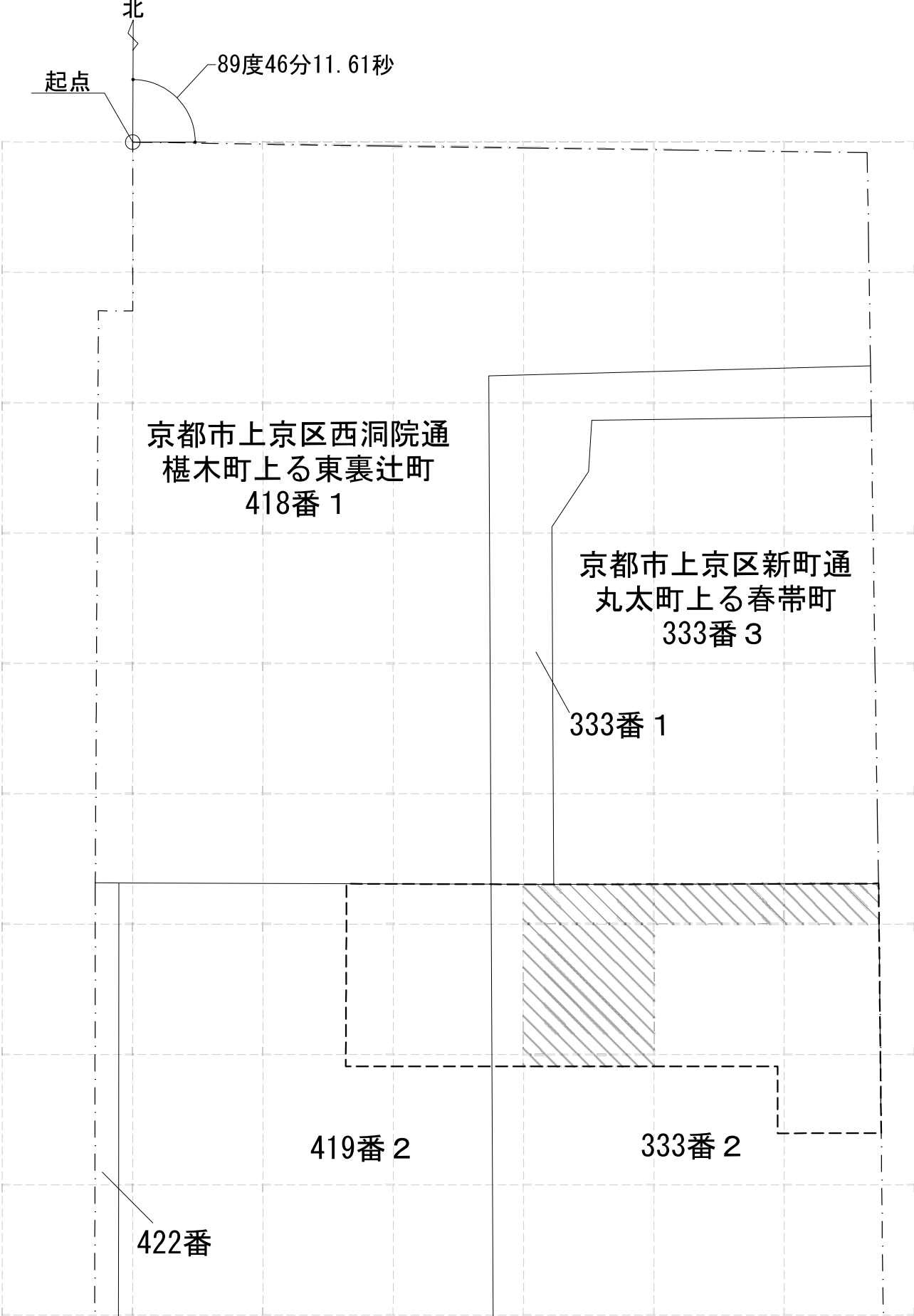
1 土地の所在地

京都市上京区新町通丸太町上る春帯町 3 3 3 番 2 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

形質変更時要届出区域（水銀及びその化合物 土壌溶出量基準不適合）



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 調査対象地
- 筆境界
- 字境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、京都市上京区西洞院通榎木町上る東裏辻町418番1の最北端とする。

【格子の回転角度(89度46分11.61秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。